

議案第4号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（平成元年白岡町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 白岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年白岡市条例第31号）附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第1条第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。